

徳島市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、本市が交付する浄化槽設置整備事業の補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 法第4条第2項に規定する構造基準に適合するもの

イ し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ（日間平均）以下の機能を有するもの

ウ 処理対象人員が10人以下の「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日衛浄第34号）に適合するもの

エ 環境配慮型浄化槽（消費電力が次の表に定める数値以下）であること

人槽（人）	消費電力（ワット）		
	BOD10mg/ℓ以下の浄化槽及びりん除去型の浄化槽以外の浄化槽	BOD10mg/ℓ以下の浄化槽	りん除去型の浄化槽
5	39	53	83
7	55	75	90
10	75	102	157

(2) 法定検査等 法第7条及び法第11条に規定する検査並びに法第10条に規定する保守点検及び清掃をいう。

(3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

(4) 標準契約書 徳島県浄化槽整備事業補助金交付要綱第3条の2第1項第6号に基づく書面として、徳島県浄化槽事務取扱要領第2条第4項第1号に規定する書面をいう。

(5) 転換 単独処理浄化槽又はくみ取り槽によりし尿を処理している既存の居住の用に供する建物について、当該単独処理浄化槽又はくみ取り槽を廃止し浄化槽を設置することであって、建替・増築等の建築行為を伴わないもの（法第5条第1項ただし書の建築主事の確認を申請すべきとき又は建築主事に通知すべきときに該当しないもの）をいう。

(6) 改築時転換 単独処理浄化槽又はくみ取り槽によりし尿を処理している既存の居住の用に供する建物について、当該単独処理浄化槽又はくみ取り槽を廃止し浄化槽を設置することであって、建替・増築等の建築行為に伴い行われるものをいう。

(7) 特定既存単独処理浄化槽 法附則第11条第1項に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

(8) 市の休日 徳島市の休日を定める条例(平成元年徳島市条例第25号)第1条に規定する市の休日をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付の対象となる地域(以下「補助対象地域」という。)は、市域のうち下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可を受けた区域以外の地域とする。

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業は(以下「補助事業」という。)、次に掲げる事業とする。

(1) 補助対象地域において行われる次の事業

ア 転換に伴う浄化槽の設置(以下「設置」という。)

イ 転換に伴う当該単独処理浄化槽(特定既存単独処理浄化槽を含む)又はくみ取り槽の撤去(以下「撤去」という。)

ウ 転換に伴う宅内配管工事(以下「宅内配管工事」という。)

(2) 補助対象地域のうち別表第1に定める特定の地域(以下「特定地域」という。)において行われる次の事業

ア 改築時転換に伴う浄化槽の設置

2 撤去に係る補助金の交付を受ける者は、敷地内の全ての既存単独処理浄化槽(特定既存単独処理浄化槽を含む)及びくみ取り槽を完全に撤去しなければならない。

(補助対象者及び対象物件)

第5条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象地域内において、居住の用に供する建物において補助事業を実施する者とする。

2 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 浄化槽設置後速やかに補助事業を実施した建物に居住しない者

(2) 市税の滞納がある者

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める者

3 補助事業の対象となる浄化槽及び建物は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 法第5条第1項の設置の届出の審査を受けている浄化槽であること。

(2) 改築時転換の場合にあっては、補助金の交付申請をする日において、補助対象者が3か月以上継続して居住している住所又はその隣接地に設置する浄化槽であること。

(3) その延べ床面積の100分の45以上を居住の用に供する建物(以下「住宅等」という。)であること。

(4) 建物が店舗併用住宅等である場合にあっては、1敷地内に浄化槽が1基のみであること。

(5) 建物が借家又は借地に所在する場合にあっては、その所有者又はこれに相当する当該不動産に正当な権利を有する者の承諾を得ているものであること。

(6) 改築時転換の場合にあっては、建替・増築等を行う建物が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けていること。

(7) 別表第3の4の表に規定する補助限度額は、特定既存単独処理浄化槽からの転換であって、次のア及びイの要件を満たすものであること。

ア 特定既存単独処理浄化槽が設置されている世帯が65歳以上の2名以下の世帯であり、当該特定既存単独処理浄化槽の使用者の所得が月収158,000円以下であること。

イ 当該特定既存単独処理浄化槽の使用者が法第10条に基づく保守点検及び清掃並びに法第11条に基づく法定検査を前年度より実施しており、かつ、法に基づく徳島県からの特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指導等を遵守していること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第6条 本市は、補助対象者に、予算の範囲内で、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める方法により算定した額を補助金として交付する。

(1) 特定地域以外の補助対象地域における転換 別表第2に定める補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）と、別表第3の1又は第3の4の表に規定する補助限度額のいずれか少ない金額

(2) 特定地域における転換 次のア及びイに掲げる方法により算定した額を合算した提出できない額

ア 補助対象経費と、別表第3の1又は第3の4の表に規定する補助限度額のいずれか少ない金額

イ 補助対象経費の総額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）に10分の9を乗じて得た金額から、アで算定した金額を差し引いた金額。
ただし、別表第3の2の表に規定する補助限度額を上限とする。

(3) 特定地域における改築時転換 補助対象経費と、別表第3の3の表に規定する補助限度額のいずれか少ない金額

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（事前申込）

第6条の2 補助金の交付を希望する者は、市長が次の事項を定めた場合は、事前申込受付期間（以下「受付期間」という。）に補助金事前申込書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。ただし、1つの受付期間に1施工事業者あたり3件を超える当該申込書の提出はできない。

(1) 事前申込の対象となる補助事業

(2) 受付期間

(3) 補助予定件数

2 市長は、前項による補助金事前申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助予定者を決定し、補助金補助予定者決定通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。ただし、受付期間に補助予定件数を超える申込みがあった場合は、抽選により、補助予定者を決定するものとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書(別記様式第1号)に必要事項を記入の上、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は審査期間を経過した浄化槽設置に関する計画書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 浄化槽の設置整備に係る費用の見積書の写し
- (4) 浄化槽の構造図
- (5) 浄化槽の配置配管図
- (6) 登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- (7) 標準契約書の写し
- (8) 法第7条及び法第11条に係る検査料をその検査機関に払い込んだことを証する書類又は写し
- (9) 保証登録証明証
- (10) 浄化槽設備士免状の写し及び、浄化槽施工技術特別講習修了証書の写し(昭和62年度以前の設備士免状取得者に限る)
- (11) 住宅等を借りている者は、その所有者又は貸主の承諾書(第5条第3項第5号の承諾を受けていることがわかるもの)
- (12) 現況配置配管図又は現況配置平面図
- (13) 単独処理浄化槽の使用開始年月日等に関する情報を確認できる書面の写し(転換に係る補助金の交付を受けようとする場合に限る)
- (14) 補助金補助予定者決定通知書の写し(前条に規定する事前申込により補助予定者を決定した場合に限る)
- (15) その他、市長が必要と認める書類

2 撤去に係る補助金の交付を受けようとする者について、前項第3号に規定する見積書の額に合わせ撤去に要する費用を示す必要がある場合は、あらかじめ、前項に規定する補助金交付申請書及び添付書類のほか、当該撤去に要する費用の見積書の写しを併せて提出しなければならない。

3 宅内配管工事に係る補助金の交付を受けようとする者について、第1項第3号に規定する見積書の額に合わせて宅内配管工事に要する費用を示す必要がある場合は、あらかじめ、第1項に規定する補助金交付申請書及び添付書類のほか、当該宅内配管工事に要する費用の見積書の写しを併せて提出しなければならない。

4 改築時転換に係る補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、第1項に規定する補助金交付申請書及び添付書類のほか、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は戸籍の附票
- (2) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の設置が確認できる書類(法第11条検査結果通知書、くみ取り料金請求書等)の写し

5 別表第3の4の表に規定する補助限度額の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書（特定既存単独処理浄化槽からの転換用）（別記様式第2号）に必要事項を記入の上、第1項各号に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

（1）居住者全員の住民票の写し

（2）居住者の収入を証明する書類（最新の所得課税証明書、源泉徴収票等）の写し

（3）特定既存単独処理浄化槽が適正に維持管理されていることを証明する書類（前年度分の法第10条に基づく保守点検の記録及び清掃の記録、法第11条検査結果通知書等）の写し

（交付の決定及び通知書類）

第8条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者（以下「交付決定者」という。）に対しては、補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、それぞれその旨を通知する。

（変更承認申請書）

第9条 交付決定者が補助金交付決定通知を受けたのち、補助金の交付に係る申請内容を変更し、又は補助事業を中止し、もしくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（別記様式第5号）に、変更内容を証する書類等を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の変更承認の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により変更承認をした者に対しては、当該変更により補助金の交付決定額に変更が生じる場合は、補助金交付決定変更通知書（別記様式第6号）により通知する。

4 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、補助金交付決定のあった年度の2月末日（その日が市の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日）までに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助金に係る事業完了日から30日を経過した日、又は補助金交付決定のあった年度の2月末日（その日が市の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日）のいずれか早い日までに、実績報告書（別記様式第7号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認める場合は、当該期限を延長することができる。

（1）工事費請求書又は領収書の写し

（2）徳島県浄化槽施工マニュアルに規定された工事の状況がわかる写真

（3）浄化槽設備工事施工チェックリスト

（4）浄化槽の使用開始を証する書面

(5) 知事が認める浄化槽の維持管理に関する講習会に参加したことを証する書面

(6) 宅内配管工事の写真（宅内配管工事に係る補助を受ける場合）

(7) その他、市長が必要と認める書類

- 2 交付決定者は、前項に規定する、実績報告書等をその期限までに提出できない場合、その旨を速やかに市長に申し出て、その指示を受けなければならない。

（交付額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記様式第8号）により、速やかに交付決定者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付額を確定したものについて、交付決定者から補助金交付請求書（別記様式第9号）により請求があったときは、これに基づき補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（設置工事の調査確認）

第15条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を、施工の現場において調査確認する。

- 2 市長は、前項に規定する調査確認が、適正かつ効果的に実施できると認めるときは、これを公共的団体に委託することができる。

（維持管理）

第16条 本事業により補助金の交付を受けて、浄化槽を設置し管理する者（以下「浄化槽管理者」という。）は、法定検査等及び必要な処置を、適正かつ誠実に実施し、常にその機能が良好な状態に保持できるよう、維持管理を実施しなければならない。

（報告の徴収）

第17条 市長は、浄化槽管理者から必要に応じ、前条に規定する維持管理に関する報告を、徴収することができる。

（その他必要事項）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項については、補助金等の交付に関する規則（昭和30年徳島市規則第14号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。
(従前要綱の廃止)
- 2 この要綱の施行に伴い、従前の「徳島市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」
(平成１６年７月１日施行。以下「従前の要綱」という。)は平成１７年３月３１日に、
これを廃止する。
(経過措置)

3 これまでの要綱の別記様式に定められた書面は、この要綱の施行以後においては、この要綱の別記様式に定める対応する書面に、それぞれ読み替える。

附 則 (平成１８年４月１日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則 (平成１９年７月３日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成１９年７月３日から施行し、平成１９年度補助申請分から適用する。

附 則 (平成２０年４月１日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。
(申請用紙等の調整)
- 2 この要綱の改正後の別記様式第１号及び同様式第４号に相当するこの要綱の改正前の別記様式第１号及び同様式第４号は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成２１年４月１日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。
- 2 これまでの要綱の別記様式に定められた書面は、この要綱の施行以後においては、この要綱の別記様式に定める対応する書面に、それぞれ読み替える。

附 則 (平成２２年４月１日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
- 2 これまでの要綱の別記様式に定められた書面は、この要綱の施行以後においては、この要綱の別記様式に定める対応する書面に、それぞれ読み替える。

附 則（平成２３年４月１日）

（施行期日）

- １ この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。
- ２ これまでの要綱の別記様式に定められた書面は、この要綱の施行以後においては、この要綱の別記様式に定める対応する書面に、それぞれ読み替える。

附 則（平成２４年４月１日）

（施行期日）

- １ この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
- ２ これまでの要綱の別記様式に定められた書面は、この要綱の施行以後においては、この要綱の別記様式に定める対応する書面に、それぞれ読み替える。

附 則（平成２５年４月１日）

（施行期日）

- １ この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
- ２ これまでの要綱の別記様式に定められた書面は、この要綱の施行以後においては、この要綱の別記様式に定める対応する書面に、それぞれ読み替える。

附 則（平成２６年４月１日）

（施行期日）

- １ この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
- ２ これまでの要綱の別記様式に定められた書面は、この要綱の施行以後においては、この要綱の別記様式に定める対応する書面に、それぞれ読み替える。

附 則（平成２７年４月１日）

（施行期日）

- １ この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。
- ２ これまでの要綱の別記様式に定められた書面は、この要綱の施行以後においては、この要綱の別記様式に定める対応する書面に、それぞれ読み替える。

附 則（平成２８年４月１日）

（施行期日）

- １ この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
- ２ これまでの要綱の別記様式に定められた書面は、この要綱の施行以後においては、この要綱の別記様式に定める対応する書面に、それぞれ読み替える。

附 則（平成２９年４月１日）

（施行期日）

- １ この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
- ２ これまでの要綱の別記様式に定められた書面は、この要綱の施行以後においては、

この要綱の別記様式に定める対応する書面に、それぞれ読み替える。

附 則（平成３０年４月１日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
- 2 これまでの要綱の別記様式に定められた書面は、この要綱の施行以後においては、この要綱の別記様式に定める対応する書面に、それぞれ読み替える。

附 則（平成３１年４月１日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
- （経過措置）
- 2 平成３０年度に交付決定している補助金については、改正後の要綱にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 これまでの要綱の別記様式に定められた書面は、この要綱の施行以後においては、この要綱の別記様式に定める対応する書面に、それぞれ読み替える。

附 則（令和４年４月１日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
- （経過措置）
- 2 令和３年度に交付決定している補助金については、改正後の要綱にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 これまでの要綱の別記様式に定められた書面は、この要綱の施行以後においては、この要綱の別記様式に定める対応する書面に、それぞれ読み替える。

附 則（令和５年４月１日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
- （経過措置）
- 2 令和４年度に交付決定している補助金については、改正後の要綱にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 これまでの要綱の別記様式に定められた書面は、この要綱の施行以後においては、この要綱の別記様式に定める対応する書面に、それぞれ読み替える。

附 則（令和６年４月１日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
- （経過措置）
- 2 令和５年度に交付決定している補助金については、改正後の要綱にかかわらず、な

お従前の例による。

- 3 これまでの要綱の別記様式に定められた書面は、この要綱の施行以後においては、この要綱の別記様式に定める対応する書面に、それぞれ読み替える。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 令和 6 年度に交付決定している補助金については、改正後の要綱にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 これまでの要綱の別記様式に定められた書面は、この要綱の施行以後においては、この要綱の別記様式に定める対応する書面に、それぞれ読み替える。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 令和 7 年度に交付決定している補助金については、改正後の要綱にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 これまでの要綱の別記様式に定められた書面は、この要綱の施行以後においては、この要綱の別記様式に定める対応する書面に、それぞれ読み替える。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

特定地域

次に掲げる地域（市街化調整区域を除く）を特定地域とする。

地区名	区 域
加茂地区	北矢三町1～3丁目、北矢三町4丁目の一部、南矢三町1～3丁目、春日1～3丁目、北田宮1～4丁目、南田宮1～4丁目、北佐古一番町の一部、北佐古二番町の一部、田宮町
加茂名地区	庄町1丁目の一部・2～5丁目、南庄町1～3丁目の各一部・4・5丁目、鮎喰町1・2丁目、名東町1～3丁目の各一部、加茂名町西名東山の一部、蔵本元町2・3丁目、北島田町1～3丁目、中島田町1～4丁目、南島田町1～4丁目、北矢三町4丁目の一部
八万地区	八万町（内浜・夷山・千鳥・下千鳥の全域、下福万・上福万・福万山・中津山・中津浦の各一部）、城南町1～3丁目の各一部・4丁目、南二軒屋町3丁目、南二軒屋町（石井利・西開・新開・神成・中須）、間屋町、沖浜町、沖浜1～3丁目、沖浜東1～3丁目、山城西1～4丁目、山城町の一部
渭北地区	中吉野町4丁目、上助任町三本松
佐古地区	北佐古一番町の一部、北佐古二番町の一部
東富田地区	富田橋8丁目の一部

別表第2（第6条関係）

補助対象経費

補助事業の補助対象経費は、次のとおりとする。

設置に要する費用	浄化槽本体費及び送風機費 据付工事費 電気工事費 試運転調整費 その他市長が必要と認める費用
撤去に要する費用 （改築時転換を除く）	単独処理浄化槽（特定既存単独処理浄化槽を含む）又はくみ取り槽を全て掘り起こして適法に処分する費用
宅内配管工事に要する費用 （改築時転換を除く）	便所、風呂、洗面所、台所等から浄化槽への流入管、ます及び合併処理浄化槽から水路等への放流管の工事費

別表第3（第6条関係）

- 1 転換に係る補助限度額は、次に掲げる表の適用の区分に応じ、補助対象経費ごとの補助限度額を合計した額とする。

補助対象経費	区 分	補助限度額
設置に要する費用	5人槽	332,000円
	6～7人槽	414,000円
	8～10人槽	548,000円
撤去に要する費用	単独処理浄化槽の撤去費用	150,000円
	くみ取り槽の撤去費用	120,000円
宅内配管工事に要する費用	転換に要する配管工事費用	330,000円

備考 人槽については、建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）及び徳島県し尿浄化槽処理対象人員・汚水量算定要領に基づき算定するものとする。

- 2 第6条第1項（2）ーイで定める補助金の限度額は、次のとおりとする。

補助限度額	適 用
200,000円	特定地域に居住する補助対象者が転換を行う場合に限る。

- 3 改築時転換に係る補助限度額は、次に掲げる表の適用の区分に応じた額とする。

補助対象経費	区 分	補助限度額
設置に要する費用	5人槽	332,000円
	6～7人槽	414,000円
	8～10人槽	548,000円

備考 人槽については、建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）及び徳島県し尿浄化槽処理対象人員・汚水量算定要領に基づき算定するものとする。

- 4 特定既存単独処理浄化槽からの転換に係る補助限度額は、次に掲げる表の適用の区分に応じ、補助対象経費ごとの補助限度額を合計した額とする。

補助対象経費	区 分	補助限度額	適 用
設置に要する費用	5人槽	558,000円	第5条第3項(7)ア及びイで定める要件を満たす特定既存単独処理浄化槽からの転換に限る
	6～7人槽	695,000円	
	8～10人槽	916,000円	
撤去に要する費用	特定既存単独処理浄化槽の撤去費用	150,000円	
宅内配管工事に要する費用	転換に要する配管工事費用	330,000円	

備考 人槽については、建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）及び徳島県し尿浄化槽処理対象人員・汚水量算定要領に基づき算定するものとする。